

## なはし創業・就職サポートセンター運営業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

なはし創業・就職サポートセンター運営業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

### 1 業務概要

(1) 件名 なはし創業・就職サポートセンター運営業務

(2) 業務の目的

本業務は、ビジネスアイデアやプランを持つ市民への効率的かつ効果的な創業支援や、若年者から高齢者までのニーズに合った就職支援を行うことにより、民間活力を高め、産業の新陳代謝を進めるとともに、雇用のミスマッチや企業の人手不足等の改善を進めることで、本市の持つ成長可能性を着実な経済発展につなげ、市民所得の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙1「業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間 令和3年9月1日 から 令和4年3月31日まで

2 見積上限額 5,514,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び2項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続き又は再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(3) 那覇市の指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。

(4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(5) 租税を完納していること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条、及び那覇市暴力団排除条例（平成24年条例1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそ

これらの利益となる活動を行なうものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

- (7) 事業内容や業務実績等から本事業の履行に支障がなく、業務を遂行するにふさわしい技量を備えていること。
- (8) 那覇市内に本社、若しくは支店又は営業所があること。
- (9) 過去3年間に、創業支援および就職支援に関する業務の受託実績を有すること。

## 5 スケジュール

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 公募期間         | 令和3年8月12日～25日   |
| 質問メール提出期限    | 令和3年8月16日 正午    |
| 質問メール回答      | 令和3年8月17日       |
| 企画提案書提出期限    | 令和3年8月25日 17時必着 |
| プロポーザル書面審査実施 |                 |
| 審査結果通知日      | 令和3年8月27日       |
| 契約締結日        | 令和3年8月31日       |

※回答日・通知日・契約締結日は変更する場合があります。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 企画提案書等の作成

下記の順番でA4サイズのフラットファイル(縦)にファイリングのうえ正本1部、副本6部の計7部を提出すること。押印箇所についてはすべて代表者印を押印すること。副本はコピー可とする。

- ① 企画提案書等提出届(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 会社概要(様式3)
- ④ 提案書(様式4)
- ⑤ 見積書(任意様式。参考様式の記載事項を含むこと)
- ⑦ 業務実績調書(様式5)
- ⑧ 定款
- ⑨ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ⑩ 直近の市町村税の完納(滞納が無いこと)を証明する書類
- ⑪ 協力連携事業者届出書(様式6) ※複数事業者と協力連携による応募の場合のみ

※新型コロナウイルスの影響により一時的に納税が困難となっている事業者は、那覇市納税課(または市町村役場納税担当課)で徴収猶予の相談を行った上、下記アとイの証明書等を提

出すること。

ア 「徴収猶予許可通知書(マルトク)の写し」

イ 納税証明書「市税の滞納のみの証明書(徴収猶予中の記載が必要)」

## (2) 提出部数

・ 正本 1 部

・ 副本 6 部

## (3) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和 3 年 8 月 25 日（水曜日） 17 時必着

提出場所：那覇市経済観光部商工農水課

提出方法：直接商工農水課窓口へ持参または書留郵送（8 月 25 日必着）

※窓口持参の場合は、平日 8 時半～12 時・13 時～17 時の間とする。

※台風等で 25 日が閉庁となった場合は、次の開庁日まで提出期限を延長する。

※電子メール又は F A X によるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

## 9 質疑応答等

企画提案書の作成及び業務内容等について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書(様式 7)により提出すること。

提出期限：令和 3 年 8 月 16 日（月曜日） 正午まで

提出場所：那覇市経済観光部商工農水課

提出方法：電子メール

回答方法：令和 3 年 8 月 17 日（火曜日）頃、ホームページに掲載する

※ 宛先・件名については本要領 19 の問合せ先を参照。

※ 電子メールを送信した場合は、問い合わせ先へ電話連絡すること。

## 10 審査項目及び審査基準

企画提案書及びヒアリング等により、別表 1「なはし創業・就職サポートセンター運営事業企画提案審査評価基準」で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

## 11 優先交渉権者の選定

(1) 各委員が提案者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、

原則、順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。

- (2) (1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- (3) (2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (4) (1)から(3)にかかわらず、提案者が1者の場合、ヒアリング等を行った後、各委員の審査及び合意でもって優先交渉権者としてすることができる。

### 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 募集要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

### 14 審査結果の通知・公表

優先交渉権者の選定後、速やかにすべての提案者へ審査結果を通知し、優先交渉権者名及び次点者名を本市ホームページにて公表します。

### 15 契約締結に向けての協議

- (1) 優先交渉権者選定後、企画提案書等の内容を協議のうえ、審査結果に影響を与えない必要な範囲内において追加、変更及び削除する場合があります。
- (2) 協議が成立した場合は、契約の締結に向けて手続きを進めるものとします。

### 18 その他

- (1) 企画提案は1者1提案とする。
- (2) 協力連携事業者は企画提案者となることはできない。
- (3) 企画提案書の提出期限を過ぎてから優先交渉者を選定するまでの間企画提案書の追加、変更及び削除は原則認めないものとする。
- (4) 説明会は実施しないため、募集要領・業務仕様書を熟読し、不明な点は期限までに質疑書を送付して確認すること。

- (5) 企画提案等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返還せず、市の所有物とする。

#### 19 問合せ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎6階

那覇市経済観光部商工農水課産業政策グループ

電話：098-951-3212(内2271) F A X：098-951-3213

e-mail：k-syou001@city.naha.lg.jp

※メールを送付する際は、件名を「創業・就職サポートセンター運営事業プロポーザルについて（送信者名）」としてください。